

# 高等学校専攻科修学支援金事務処理要領

## (県立学校事務担当者用)

高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）は、高等学校等の本科を卒業し引き続き国家資格取得等に必要な職業専門教育を受けるために高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、就学支援金相当額又はその半額の支給を行うものである。

なお、本要領中で使用する各種様式の名称は、別添様式一覧表上の要領様式の略称を用いていることに留意すること。

### 1 専攻科支援金について

#### (1) 対象となる学校

対象となる学校は、県立の高等学校の専攻科の学科のうち、以下の①又は②の要件を満たすものとする。

##### ① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

##### ② 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

#### (2) 対象となる者

対象となる者は、(1)の県立の高等学校の専攻科に在学し、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者とする。

##### ① 日本国内に住所を有する者

##### ② 公立の高等学校、中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）を修了していない者

##### ③ 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（ただし、高等学校等専攻科の定める修学年限がこれに満たないものについては当該修業年限。）を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。）
- ・高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

##### ④ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である者（アに該当する者を除く。）

なお、ここでいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。ただし、在学中に成年に達した場合は、「成年に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」（生徒の父母であれば、その両名）を「主たる生計維持者」として取り扱う。

⑤ 以下のいずれかに該当する学科に通う者

ア 大学への編入学基準を満たす課程

イ 国家資格者養成課程

なお、①～⑤に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、専攻科支援金の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の四月から補助の対象としないこととする。

ア 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

※ 対象となる学校において、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、上記ア～ウに該当しないことの確認を行うこと。

(3) 支給期間

専攻科支援金の支給期間は、最大で24月とする。

ただし、定められた修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。

(4) 専攻科支援金の支給額

専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額とする。

ただし、(2)④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）については、授業料の月額に相当する額の1/2の額とする。

<専攻科支援金の支給額（月額）>

	高等学校	
	区分 1	区分 2
公 立	9,900	4,950

この表中、「区分 1」は、(2) ④アに該当する者（住民税非課税世帯）とし、「区分 2」は、(2) ④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）とする。

(5) 所得に応じた支給

専攻科支援金は、(4) のとおり所得に応じた支給額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額 と市町村民税所得割額の合算額	世帯年収の目安（参考）
区分 1 住民税非課税世帯	0 円（非課税）	270 万円未満程度
区分 2 住民税非課税に準ずる世帯 ※住民税非課税世帯の 1/2 倍	100 円（※）以上 85,500 円未満	270～380 万円未満程度

※ 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 1～99 円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において 1～99 円と記載されている場合であっても、住民税非課税世帯の支給額の対象となる。

(6) 受給資格認定

専攻科支援金の支給にあたっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、受給資格認定申請書（様式 1）に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在籍校に提出し、その認定を受けることとする。

なお、所得確認を行う保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（1 月 1 日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象とする。

(7) 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、7 月 31 日までに課税証明書等を添付した収入状況届出書（様式 1）を、在籍校に提出することとする。

(8) 休学

受給権者が休学する場合は、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、専攻科支援金の支給の停止を在籍校に申し出ることとする。

(9) 転学

受給権者が転学等をする場合は、転学元と転学先で修業年限が異なる場合があり得る。その場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算することとする。

○転学先での残りの支給期間

=転学先の修業年限(月数)から転学元の在学期間相当(※)を除いた月数

※ 転学元での在学月数×転学先の修業年限/転学元の修業年限(端数切捨て)

例1: 修業年限1年の専攻科に5月在学→修業年限2年の専攻科に転学  
2年(24月) - 5月 × 2年 / 1年 = 14月

例2: 修業年限2年の専攻科で18月在学→修業年限1年の専攻科に転学  
1年(12月) - 18月 × 1年 / 2年 = 3月

例3: 修業年限3年の専攻科で10月在学→修業年限2年の専攻科に転学  
2年(24月) - 10月 × 2年 / 3年 = 18月  
(端数切捨て)

(10) 専攻科支援金の支給方法

専攻科支援金の支給方法については、就学支援金制度と同様とする。

なお、支出負担行為を行う際に、個人対象要件証明書(様式14)を添えて専攻科支援金の対象要件を満たすかどうか確認すること。

## 2 留意事項

(1) 所得の判定に係る書類等生徒及び保護者等のプライバシーに関わる情報の取扱いについては、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう十分に留意すること。

なお、認定申請書及び収入状況届出書等の提出方法については、以下の方法により、生徒及び保護者等のプライバシー保護の趣旨を十分に踏まえた上、各学校の実情に応じた情報管理を行うこと。

- ① 提出は封をした封筒で行う。
- ② 受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ③ 提出を学校への郵送で受け付ける。

(2) 教育委員会名の公印は、福岡県教育委員会公印管守規程(昭和31年福岡県教育委員会訓令第2号)第3条別表第2の2に規定する公印を使用すること。

(3) 受給資格認定通知書等の郵送には、窓あき封筒を使用すること。